

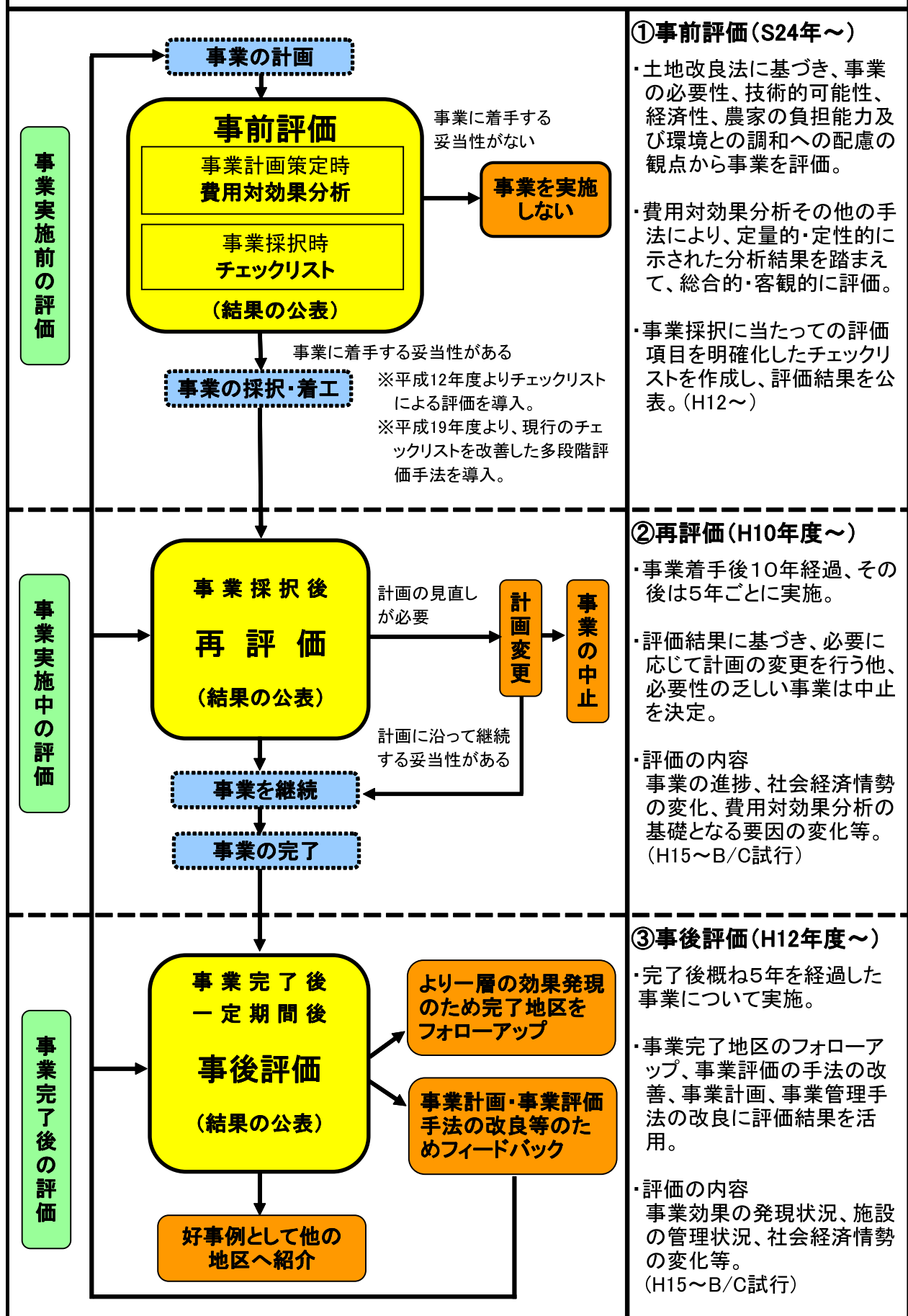
令和 4 年度国営事業評価について

令和 4 年 6 月 1 0 日

目 次

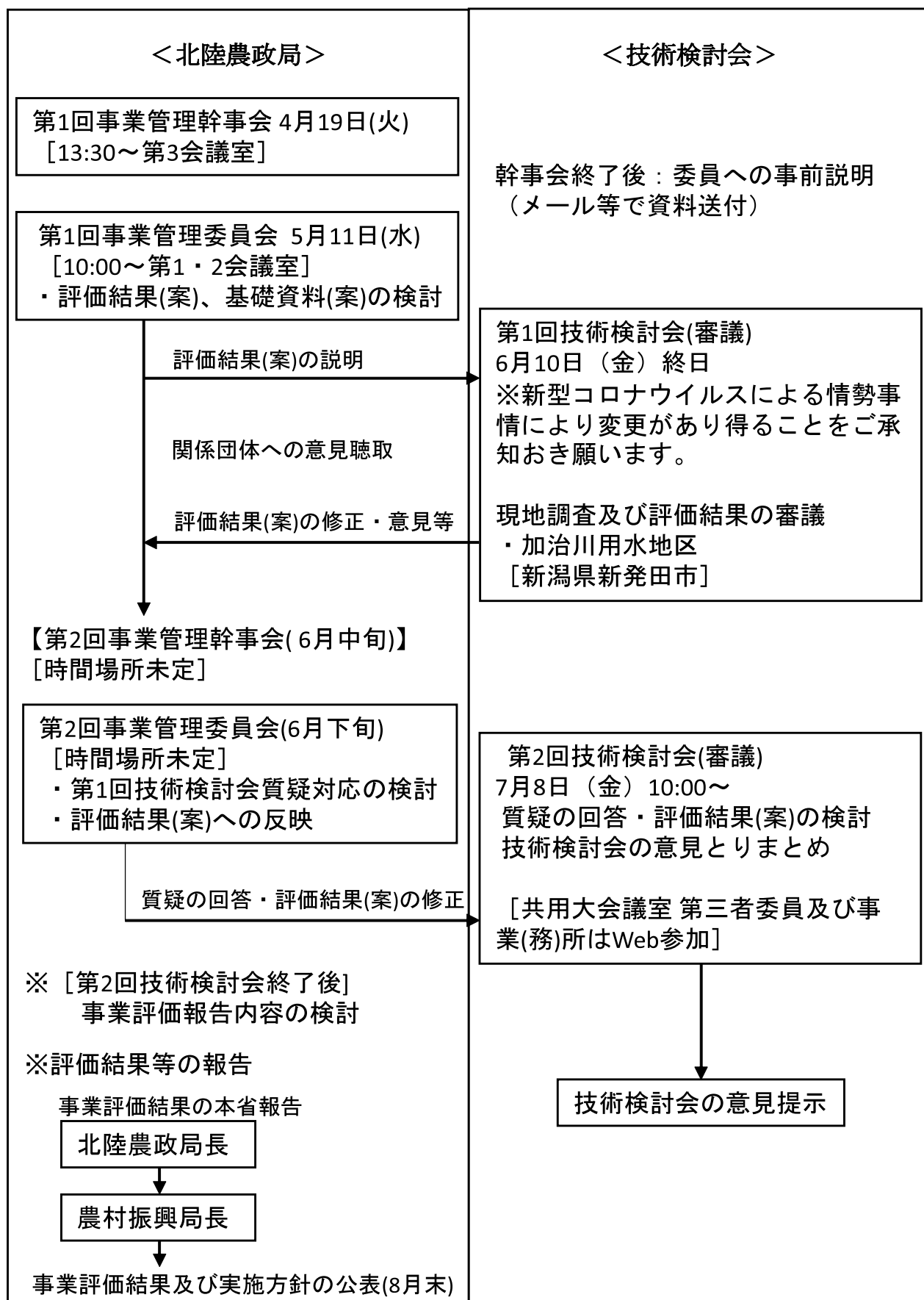
・ 農業農村整備事業における事業評価の流れ	1
・ 令和 4 年度 国営事業評価に関する検討スケジュール（案）	2
・ 北陸農政局国営事業管理委員会設置要領（案）	3
・ 北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則	8
・ 令和 3 年度及び 4 年度 技術検討会 委員名簿	1 0
・ 国営土地改良事業等再評価実施要領	1 1

農業農村整備事業における事業評価の流れ



※事前・事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

令和4年度 国営事業評価に関するスケジュール（案）



北陸農政局国営事業管理委員会設置要領

第1 目 的

農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、管内の国営土地改良事業等(直轄地すべり対策事業を含む。以下「国営事業」という。)について、調査計画段階から事業実施中、事業完了後まで、幅広く情報を共有するとともに、国営事業の推進を図るため、国営事業管理委員会(以下「事業管理委員会」という。)を設置する。

第2 事 務

1 事業管理委員会は次に掲げる事項について事務を行う。

(1) 国営事業の事業着手前における事業の評価(以下「事前評価」という。)に関すること。

(2) 国営事業の事業採択後、一定期間ごとに当該事業を取りまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価(以下「再評価」という。)に関すること。

(3) 国営事業の事業完了地区において、当該事業により得られた効用の評価(以下「事後評価」という。)に関すること。

(4) 国営事業の事業着手前の調査等(広域基盤整備計画調査、地域整備方向検討調査、国営土地改良事業地区調査、全体実施設計)に関すること。

(5) 国営事業の環境との調和への配慮の検討及び決定に関すること。

(6) 国営事業の事業管理に関すること。

(7) 国営事業の計画変更に関すること。

(8) その他事業管理委員会が設置目的に照らして適当と認める事項に関すること。

2 上記1の(1)、(2)及び(3)については、農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について(平成14年12月18日付け14農振第1828号農村振興局長通知)、国営土地改良事業等再評価実施要領(平成10年3月27日付け10構改D第161号構造改善局長、畜産局長通知)及び国営土地改良事業等事後評価実施要領(平成12年3月27日付け12構改C第241号構造改善局長、畜産局長通知)に基づき評価を実施する。

3 上記1の(5)については、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について(平成14年3月1日付け13農振2784号農村振興局長通知)、国営土地改良事業地区における「環境との調和への配慮に関する計画」の作成について(平成19年2月27日付け18農振第1467号農村振興局企画部長、整備部長通知)に基づき実施する。

第3 構 成

1 事業管理委員会は、別表1に掲げる関係部課長及び地方参事官をもって構成する。

ただし、必要に応じて他の関係課長等を構成員に加えることができるものとする。

2 事業管理委員会は、所要の事務を行わせるため、別表2に掲げる関係課課長補佐等により構成される国営事業管理委員会幹事会(以下「事業管理幹事会」という。)を設置する。

第4 運 営

1 事業管理委員会の運営

(1) 事業管理委員会は第2に掲げる事務を円滑に行うため、必要に応じて開催する。

また、委員長が必要と認めたとき及び委員から要請があったときについても開催する。

(2) 事業管理委員会は委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長が指名したときは、その指名された副委員長又は委員が委員長としてその職務を行う。

(3) 委員長は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の関係職員について事業管理委員会への出席を求めることができるものとする。

(4) 情報連絡の緊密化を図るため、第2に掲げる事項及び国営造成施設管理連絡調整委員会の審議等活動結果、翌年度の活動計画を提示又は提案する報告会を年2回程度開催するものとする。

(5) 委員長は、事前評価、再評価及び事後評価に関して技術的・専門的な知見を有する第三者から構成される技術検討会を設置し、評価結果案等について意見を聴取するものとする。

(6) 委員長は、国営事業における環境との調和への配慮に関して農業農村整備事業又は環境等に関する専門的な知見を有する第三者から構成される「北陸農政局国営事業の環境に係る情報協議会」を設置し、環境に関する事項について意見交換、情報提供及び助言を求めるものとする。

2 事業管理幹事会の運営

(1) 事業管理幹事会は、必要に応じて開催する。また、幹事長が必要と認めたとき及び幹事から要請があったときについても開催する。

(2) 事業管理幹事会は幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長が指名したときは、その指名された幹事等がその職務を代行する。

(3) 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の関係職員について事業管理幹事会への出席を求めることができるものとする。

第5 事務局

1 事業管理委員会及び事業管理幹事会の事務局は別表－1及び2に掲げる幹事長の所属する課・室とする。

2 第2に掲げる事務を効率的かつ円滑に進めるため、事務の総括及び調整にあつては事務局が行い、資料整理等の実務にあつては事業を所管する課等が行うが、事業管理幹事会を構成する課はこれらについて、支援・協力を行うものとする。

第6 雑 則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員会において定める。

附 則

- (1) 従来の、「国営事業管理委員会設置要領、平成元年 8 月 18 日」については廃止する。
- (2) この要領は、平成 10 年 6 月 10 日から施行する。
- (3) 事後評価の取扱いに伴い、平成 11 年 6 月 8 日に要領の一部を改正する。
- (4) 農林水産省組織再編に伴い、平成 13 年 1 月 6 日に要領の一部改正をする。
- (5) 平成 13 年 5 月 15 日に要領の一部改正をする。
- (6) 平成 13 年 10 月 4 日に要領の一部改正をする。
- (7) 平成 15 年 8 月 4 日に要領の一部を改正する。
- (8) 平成 16 年 4 月 1 日に要領の一部を改正する。
- (9) 平成 18 年 4 月 18 日に要領の一部を改正する。
- (10) 平成 19 年 5 月 23 日に要領の一部を改正する。
- (11) 平成 23 年 4 月 28 日に要領の一部を改正する。
- (12) 平成 23 年 10 月 13 日に要領の一部改正をする。
- (13) 平成 26 年 5 月 26 日に要領の一部改正をする。
- (14) 平成 27 年 6 月 2 日に要領の一部改正をする。
- (15) 平成 27 年 10 月 1 日の地方農政局組織再編に伴い、平成 27 年 10 月 23 日に要領の一部改正をする。
- (16) 令和 2 年 5 月 14 日に要領の一部改正をする。

なお、この要領の一部改正に伴い国営調査管理委員会設置要領(平成 23 年 6 月 30 日)、北陸農政局国営事業環境検討委員会設置要領(平成 22 年 1 月 19 日)は、廃止する。

別表一 事業管理委員会の構成

区 分	要領第 2の1の (1)に係 るもの	要領第 2の1の (2)に係 るもの	要領第 2の1の (3)に係 るもの	要領第 2の1の (4)に係 るもの	要領第 2の1の (5)に係 るもの	要領第 2の1の (6)に係 るもの	要領第 2の1の (7)に係 るもの	要領第 2の1の (8)に係 るもの
所 属	事前 評価	再 評価	事後 評価	着手前 調査等	環境 との 調和 への 配慮	事業 管理	計画 変更	その他
地 方 参 事 官(特命・事業計画)	●		●	●	●		●	●
地 方 参 事 官(各省調整)		●		●		●	●	●
農村振興部								
部 長	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
設 計 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
農 村 計 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良管理課長	○	○	○	○		○	○	
農 村 環 境 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
事 業 計 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
用 地 課 長				○		○	○	
水 利 整 備 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
農 地 整 備 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良調査管理事務所								
所 長	○		○	○	○			
事業(務)所								
所 長		○			○	○	○	

注：◎は委員長 ●は副委員長 ○は委員を示す。

注：土地改良調査管理事務所及び事業(務)所は該当地区に係る者とする。

注：○の委員のうち、水利整備課長、農地整備課長、防災課長については、事業担当原課以外の事項に係る委員会への出席は任意とする。

注：「その他」の項目については、案件に応じて委員を選定する。

別表－2 事業管理幹事会の構成

区 分 所 属 農村振興部	要領第 2の1の (1)に係 るもの	要領第 2の1の (2)に係 るもの	要領第 2の1の (3)に係 るもの	要領第 2の1の (4)に係 るもの	要領第 2の1の (5)に係 るもの	要領第 2の1の (6)に係 るもの	要領第 2の1の (7)に係 るもの	要領第 2の1の (8)に係 るもの
	事前 評価	再 評価	事後 評価	着手前 調査等	環境 との 調和 への 配慮	事業 管理	計画 変更	その他
設 計 課 事業調整室長	○	◎	○	○	○	◎	○	
課長補佐(調整)				○				
水利計画官	○			○			○	
農業土木専門官	○			○			○	
農 村 計 画 課 課長補佐(技術)	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良管理課 課長補佐	○	○	◎	○		○	○	
農政調整官			○					
農 村 環 境 課 課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	
事 業 計 画 課 課長補佐(総務)	◎	○	○	◎	◎	○	◎	
課長補佐(計画調整)	○	○	○	○	○		○	
事業計画管理官	○			○	○		○	
用 地 課 課長補佐(総務)				○		○	○	
水 利 整 備 課 課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	
課長補佐(広報)				○				
農 地 整 備 課 課長補佐(総務)	○	○	○	○	○	○	○	
防 災 課 課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良調査管理事務所 担当課長	○		○	○	○			
事業(務)所 担当課長		○			○	○	○	

注：◎は幹事長 ○は幹事を示す。

注：土地改良調査管理事務所及び事業(務)所は該当地区に係る者とする。

注：○の幹事のうち、水利整備課、農地整備課、防災課の幹事については、事業担当原課以外の事項に係る幹事会への出席は任意とする。

北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則

第 1 趣 旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事業の事前評価、再評価及び事後評価に係る諮問機関である専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）の組織、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第 2 事 務

技術検討会は、北陸農政局国営事業管理委員会（以下「国営事業管理委員会」という。）が作成した国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が作成した補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について審議を行い、意見の提示を行う。

第 3 構 成

- 1 技術検討会は、農業農村整備事業に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者 6 名以内をもって構成する。
- 2 委員の任期は、2 年とし再任されることを妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は非常勤とする。
- 6 原則として、委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも 1 名程度選任するよう努める。
- 7 委員に占める女性の比率を 30%以上とする。
- 8 経済・社会全般や食料・農業・農村の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 9 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 10 国又は都道府県その他関係行政団体に属する者は選任しない。

第 4 会 議

第 2 の事務に係る会議は、国営事業管理委員会から国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、補助事業評価委員会から

補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について意見の提示を求められたとき審議の必要に応じ開催する。

第 5 意見の提示

技術検討会は、第 2 の事務に関し審議した事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案の内容について、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、国営事業管理委員会、補助事業評価委員会に対して意見の提示を行う。

第 6 事務局

事務局は、農村振興局が所管する事業に関する事前評価にあつては農村振興部事業計画課、農村振興局が所管する事業に関する再評価にあつては農村振興部設計課事業調整室、農村振興局が所管する事業に関する事後評価にあつては農村振興部土地改良管理課、生産局が所管する事業に関する再評価及び事後評価にあつては生産部畜産課に置くものとする。

附 則

- (1) この規則は、平成 10 年 6 月 10 日から施行する。
- (2) 事後評価の取扱いに伴い、平成 12 年 3 月 7 日に規則を一部改正する。
- (3) 農林水産省組織再編に伴い、平成 13 年 1 月 6 日に規則の一部改正をする。
- (4) 補助事業評価の取扱いに伴い、平成 16 年 2 月 12 日に規則を一部改正する。
- (5) 事業評価の取扱いに伴い、平成 22 年 3 月 15 日に規則を一部改正する。
- (6) 農林水産省政策評価基本計画の変更に伴い、平成 23 年 4 月 28 日に規則を一部改正する。
- (7) 平成 23 年 10 月 13 日に規則を一部改正する。
- (8) 平成 27 年 10 月 23 日に規則を一部改正する。
- (9) 令和元年 5 月 16 日に規則を一部改正する。

令和３年度及び４年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る

技術検討会委員名簿

分 野	氏 名	役 職	備 考
農業土木	しょうばやし みきた ろう 莊 林 幹太郎	学習院女子大学 副学長	
経 営	ね ぎ し むつひと 根岸 睦人	新潟大学 准教授	
環 境	まつもと けいこ 松本 恵子	金沢工業大学 講師	
マスコミ	まつもと ただし 松本 正	北日本新聞社 編集局次長	
都市計画	みずお え り 水尾 衣里	名城大学 教授	
農業土木	も り た け ひ さ 森 丈久	石川県立大学 教授	

※５０音順

国営土地改良事業等再評価実施要領

平成10年3月27日付10構改D第161号
最終改正 平成22年8月30日付22生畜 第1142号
平成22年8月30日付22農振 第1208号

第1 趣旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業

再評価の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、国が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（維持管理事業を除く。）
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号のイに基づき農林水産大臣が主務大臣となつて行う同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事

2 再評価の実施時期

- (1) 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業が完了する場合及び事業の廃止、又はいわゆる打ち切り完了（事業計画を縮小するための計画変更を行い、必要に応じて若干の工事を実施して完了するもの）を行おうとしている場合は、再評価を行わないものとする。
 - ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業又は事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が社会経済情勢の動向等を踏まえて予備的な検討を行い、再評価を行うことが必要と認めた事業については、当該時点の属する年度
 - ② 事業採択後10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年度ごと
- (2) 次に掲げる場合は、(1)の規定にかかわらず、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - ① 関係する地方公共団体、土地改良区その他予定管理者（以下「関係団体」という。）から文書による要請があり、地方農政局長等が必要と認めた場合
 - ② 自然災害の発生、社会経済情勢の変化、事業の計画変更の検討等により必要と認められる場合

第3 事業所等における基礎資料の作成

対象事業を執行する事業所等において、次に掲げる項目を内容とする再評価のため

の基礎資料を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- ア 事業の進捗状況
- イ 関連事業の進捗状況
- ウ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - (ア) 事業の施行に係る地域
 - (イ) 主要工事計画
 - (ウ) 事業費
- エ 社会経済情勢の変化
- オ 費用対効果分析及び当該費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- カ 環境との調和への配慮（地すべり防止工事は除く。）

第4 事業管理委員会及び技術検討会の設置

- 1 地方農政局長等は、対象事業の再評価を行うため、関係部課長をもって構成する国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国又は関係団体に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、関係団体の意見を文書により聴取した上で、基礎資料を基に、対象事業の継続、事業計画の変更、対象事業の中止、関係団体への要請その他対象事業の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、技術検討会へ再評価結果を諮問し、その意見を受ける。
- 3 事業管理委員会は、再評価結果に技術検討会の意見を付して、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、再評価結果及び技術検討会の意見を踏まえ、翌年度以降の対象事業の実施方針原案を作成し、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針原案を農林水産省農村振興局長（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第5の4の(1)のアの事業にあつては、農林水産省農村振興局長及び生産局長。以下「農村振興局長等」という。）に報告するものとする。

第6 再評価の結果を受けての実施方針の決定

農村振興局長等は、地方農政局長等から報告のあった実施方針原案等について検討し、翌年度以降の対象事業の実施方針案を作成する。

実施方針は、農林水産省としての評価決定手続を経て決定される。

第7 再評価結果及び実施方針等の公表等

- 1 農村振興局長等及び地方農政局長等は、基本計画第5の3の(4)のイに基づき、毎年度、対象事業の一覧、それぞれについての再評価結果、技術検討会の意見、実施方針等を原則として概算要求時に公表するものとする。

- 2 また、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針については、地方農政局長等から関係団体に周知するものとする。

第8 委任

事業管理委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定める。

第9 施行期日

本要領は、平成22年8月30日から施行する。